

取組の方向3

社会的自立を促す教育の推進

< 主要施策6 人権教育の推進 >

1 人権教育の推進（総務部・指地域教育支援部・指導部）

(1) 研修・啓発の推進

学校教職員、社会教育関係職員及び社会教育関係団体指導者が、同和問題をはじめ様々な人権課題に対する正しい理解と認識を深めるため、指導資料等の作成や研修等の事業を推進する。

ア 指導資料、啓発資料の作成

(ア) 人権教育に関する実践的な手引として「人権教育プログラム（学校教育編）」を作成し、学校の全教員等に配布する。

(イ) 啓発資料「みんなの幸せをもとめて」を作成し、PTAをはじめとする社会教育関係者に配布する。また、次期教材ビデオの企画を行う。

イ 研修の実施

区市町村教育委員会や学校との緊密な連携の下、教職員、社会教育関係職員及び社会教育関係者に対する研修を実施する。

ウ 人権教育資料センターの運営

東京都教職員研修センター内に設置する人権教育資料センターにおいて、人権教育に関する資料を収集・整備し、閲覧、貸出しを行う等、教育関係者等の利用に供する。

(2) 人権尊重教育推進校の設置

人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別の解消を目指すとともに、人権教育を一層充実させるため、人権尊重教育推進校を50校程度設置する。

(3) 研究活動の推進

人権教育の充実のため、東京の実態に即した教育内容・方法の研究を進めることを目的として、次の事業を実施する。

ア 人権教育研究推進事業

イ 人権教育推進のための調査研究事業

ウ 東京都教職員研修センターが行う基礎的研究

< 主要施策7 道徳心や社会性を身に付ける教育の推進 >

1 道徳の教科化に向けた先行的な取組の推進（指導部）

(1) 「特別の教科 道徳」の先行実施の推進

「東京都道徳教育推進拠点校」の設置により、小・中学校における道徳の教科化に向けた、各学校における先行した取組を推進し、道徳教育の一層の充実を図る。

取組の方向3 社会的自立を促す教育の推進

(2) 東京の子供たちの豊かな心を育成するための道徳教育の充実

東京の子供たちに規範意識や思いやりの心など豊かな心を育成するために、都内公立小・中学校等の全児童・生徒に配布する「東京都道徳教育教材集」の活用を推進し、各学校の教育活動全体を通じた道徳教育の充実を図る。

(3) 道徳授業地区公開講座の充実

「東京都道徳教育教材集」及び「『特別の教科 道徳』移行措置期間対応 東京都道徳教育教材集」の活用等により道徳授業地区公開講座の改善・充実を図り、学校と家庭・地域が連携した道徳教育の取組を一層推進する。

(4) 東京都道徳教育推進教師養成講座の実施

各小・中学校等の道徳教育推進教師を対象とした養成講座を実施し、各学校における組織的な道徳教育推進体制・指導体制の確立を図るとともに、道徳教育推進教師をはじめとした全ての教員の道徳教育に関する指導力の向上を図る。

2 高等学校における新教科「人間と社会」の実施（指導部）

道徳性を養い、判断基準（価値観）を高めることで、社会的現実にも照らし、よりよい生き方を主体的に選択し行動する力を育成することを目標として、全都立高校で実施している教科「奉仕」を発展させて、体験活動や演習を取り入れ、道徳教育とキャリア教育を一体的に学習する「人間と社会」を平成27年度に全都立高校等で試行した。

平成28年度から「人間と社会」を実施するとともに、各校の指導の充実のために、必要な支援を行う。

(1) 年間計画等調査の実施

平成29年度の実施計画について適切な指導・助言を行うため、各校における平成28年度の演習と体験活動の実施状況を調査し、課題を把握する。

(2) 推進者研修の実施

先行実施校等の優れた取組を共有するなどの目的で、各校の推進者を対象に年3回の推進者研修を実施する。

(3) 指導資料の作成

研究開発委員会において、事例を収集し指導資料を作成する。

< 主要施策8 社会的・職業的自立を図る教育の推進 >

1 小・中学校におけるキャリア教育の推進（指導部）

(1) 小・中学校におけるキャリア教育の取組の普及・啓発

職場体験の受入先に関する情報について、区市町村教育委員会に提供するとともに、学校における優れた実践を紹介するなどして、小・中学校におけるキャリア教育の取組の普及・啓発を行う。

ア 中学生の職場体験の推進

都内公立中学校、義務教育学校、中等教育学校の生徒を対象として、5日間程度、学校を離れ、地域商店、地元企業、民間企業、公的施設などの職場で実際に仕事を

体験し、社会の一員としての自覚を促すとともに、望ましい社会性や勤労観・職業観の育成を推進する。

また、青少年・治安対策本部と連携し、中学生の職場体験に関する庁内推進会議や推進協議会を開催し、受入事業所の拡大を図る。

イ 中学生の職場体験発表会の実施

「わく（Work）わく（Work）Week Tokyo（中学生の職場体験）発表会」を開催し、小・中学校等、受入事業所による事例発表や、学識経験者等による講演などを行うことで、中学生の職場体験に対する都民等の理解・啓発とともに機運の醸成を図る。

ウ 「キャリア教育に関する教師用手引書」の活用

「キャリア教育に関する教師用手引書」等を事業説明会等で周知し、各校が本資料を活用してキャリア教育を体系的に推進することを通して、社会的・職業的自立に向けて必要となる「基礎的・汎用的能力」に関する教員の理解を促進し、指導の改善を図る。

エ 「外部人材活用パンフレット」の活用

外部人材を活用した具体的な実践例や外部人材リストを掲載したパンフレットの活用を通して、小・中学校等における外部人材を活用した効果的なキャリア教育を推進する。

2 高等学校におけるキャリア教育の推進（指導部）

(1) 学校設定教科「人間と社会」の実施（再掲）

道徳性を養い、判断基準（価値観）を高めることで、社会的現実にはらし、より良い生き方を主体的に選択し行動する力を育成することを目標として、全都立高等学校で実施されている教科「奉仕」を発展させて、平成28年度から全都立高等学校等で「人間と社会」を実施するとともに、各校の指導の充実のために、必要な支援を行う。

(2) インターンシップ事業の促進

平成18年度に都内国際ロータリーとインターンシップ事業に関する基本協定を締結した。平成19年度からは、国際ロータリーと連携したインターンシップ事業を実施するとともに、受入先の拡大を図ってきた。

今後も、受け入れ先企業の拡大及び職種が多様化を進め、都立高校生のインターンシップが円滑に行えるよう支援していく。

(3) キャリア教育の年間指導計画の作成

都立高等学校におけるキャリア教育の一層の充実を図るため、各学校に基礎的・汎用的能力を踏まえたキャリア教育の年間指導計画を作成させ、学校の教育活動全体を通じて行う系統的、組織的なキャリア教育を進めていく。

(4) キャリア教育推進者への情報提供

キャリア教育推進者連絡協議会を開催し、各校の担当者に対して、企業やNPO等の外部人材を活用した事例についての情報提供等を行うとともに、高等学校進路指導資料等を通してキャリア教育推進者の資質の向上を図る。

3 小・中学校における防災教育の推進（指導部）

- (1) 「防災ノート」活用促進月間【平成28年7月から9月まで】の設定
 - ア 小学校対象「親子防災体験」の実施
 - (ア) 都内全小学校・特別支援学校（小学部）の全学年で参加を希望する児童・保護者を対象
 - (イ) 親子で防災体験施設（防災館等）へ来場し、防災体験等をする「親子防災体験」を実施（防災体験施設に来場した親子には防災体験用品を配布）
 - (ウ) 児童が体験後「防災ノート」巻末ページに感想等を記入
 - イ 中学校対象「防災標語コンクール」
 - (ア) 都内公立中学校・特別支援学校（中学部）の第1学年の生徒を対象
 - (イ) 生徒が「防災ブック」と「防災ノート」を活用して標語を考え、「防災ノート」に記入し各学校に提出
 - (ウ) 各学校で選考した優秀な作品1点について、推薦された生徒に表彰状を授与し、さらに標語記載の「のぼり旗」を配布し校内に掲示

4 高等学校における防災教育の推進（指導部）

- (1) 「災害時に自分の身を守る」防災教育の推進
 - ア 防災ノート「東京防災」を活用した一泊二日の宿泊防災訓練の実施
 - イ 災害の種類や地域特性に応じた年4回以上の避難訓練の実施
 - ウ 防災活動支援隊による自校の防災訓練の企画・立案
- (2) 「地域での救援活動等に貢献できる」防災教育の推進
 - ア 防災活動支援隊を中心とした、地域での防災訓練等への参加
 - イ 初期消火訓練や上級救命講習、日本赤十字社の減災セミナー等の受講
 - ウ 防災活動支援隊が防災訓練等で使用する「担架」や「救助器具」等の整備・活用
 - エ 地域や東京都が実施する合同防災訓練に参加し、救出救助訓練、医療救護訓練等を体験
- (3) 都立高校の生徒と教員による「合同防災キャンプ」の実施
 - ア 都立高等学校等の生徒及び教員が、東日本大震災の被災地を訪問し、復興支援ボランティアや交流活動等の実施、特定非営利活動法人日本防災士機構が認証する「防災士」の資格取得等を通して、奉仕の精神の涵養^{かんよう}や、地域減災に積極的に関わろうとする態度を育み、防災リーダーとして活躍できる人材を育成
 - イ 都立高等学校の生徒80名程度、都立高等学校の教員20名程度を募集
 - ウ 都立高等学校防災サミットで研修成果を発表

5 特別支援学校における防災教育の実施（指導部）

- (1) 都立特別支援学校40校での宿泊防災訓練の実施
 - ア 児童・生徒の防災意識の育成を図るとともに、児童・生徒の安全確保に向けた教職員の危機管理体制を点検することを目的とする。
 - イ 児童・生徒は、障害の状態に応じて、震災学習、備蓄品の利用体験、就寝訓練などを通じて避難所生活を体験する。
 - ウ 教職員は、指揮命令系統の点検、保護者との連携体制の点検、地域と連携した避

難所設営訓練などを学校の規模や地域の実情に応じて実施する。

- (2) 事業の検証と平成29年度全校実施に向けた取組
 - ア 各学校で訓練実施の内容・成果等を検証し、障害種別ごとの配慮事項をまとめ、次年度の実施計画案を作成する。
 - イ 宿泊防災訓練実施校による報告会を開催し、実施結果を都立特別支援学校全体で共有する。
- (3) 防災ブック「東京防災」や防災ノート「東京防災」等を有効に活用する。

6 ものづくり人材等の育成に向けた取組の推進（都立学校教育部・指導部）

- (1) ものづくり人材の育成
 - ア わくわくどきどき夏休み工作スタジオの実施

工業高等学校、科学技術高等学校や産業高等学校において、夏季休業を活用して、小・中学生を対象としたものづくり教室を実施するとともに、親子でものづくりを体験できる「親子ものづくり教室」を講座に設定し、工業高校に関する保護者向けのPR活動の充実・強化を通して、ものづくりへの興味・関心を高める。
- (2) 専門高等学校の改善
 - ア デュアルシステム科の拡充

産業界から評価されている「東京版デュアルシステム」を更に推進していくため、都立葛西工業高等学校及び都立多摩工業高等学校におけるデュアルシステム科の設置に向けた教育課程の検討などの取組を推進し、地域企業の求める人材の育成を推進する。
 - イ エンカレッジスクールの追加指定

都立中野工業高等学校のエンカレッジスクールへの指定に向けて、教育課程を検討するなどの取組を推進し、ものづくりに興味・関心のある生徒の進路実現を支援や、ものづくり産業を担う人材育成を行う。
 - ウ ビジネスを実地に学ぶ商業教育への改革

商業高等学校において、実社会でのビジネスに直結した授業の充実を図るため、第一学年で東京や地域のビジネスについて調査・研究を行い、第二学年で企業や地域と連携した市場調査や商品企画を行う学校設定科目を開発する。
 - エ 家庭・福祉高等学校（仮称）の設置

入学者選抜の応募倍率が高い調理師の養成できる家庭科や、不足が見込まれる保育人材を育成する家庭科や超高齢社会に対応した介護人材の育成などを目的とする家庭・福祉高等学校（仮称）の新設に向けて、教育課程などの在り方について、検討委員会を設置して検討する。

7 高等学校における企業やNPO等と連携した学習プログラムの実施（地域教育支援部）

- (1) 企業・NPO等と連携した都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム

「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」の会員団体の協力により、平成27年

取組の方向3 社会的自立を促す教育の推進

度は企業や大学、NPO等53団体のプログラムを都立高校に紹介。事前に高等学校と団体が打合せを行い、実施校の生徒の実情に合った内容や教材にカスタマイズして実施している。

実施校の生徒の実情に合ったより効果的な導入となるよう、支援団体やプログラムの増加とともに、体験型のプログラムの質の充実を図り、都立高等学校のキャリア教育計画に位置付けた活用を推進する。

平成27年度は138校でプログラムを実施した。

< 主要施策9 不登校・中途退学対策 >

1 区市町村における支援チームの設置などの取組の支援（指導部）

区市町村における不登校対策の充実を図るため、次のモデル事業を実施する。

- (1) スクールソーシャルワーカー等を活用した「支援チーム」による関係機関と連携した支援

児童・生徒又は家庭と、関係機関等とをつなぐスクールソーシャルワーカー及び自宅にひきこもりがちな児童・生徒等に対する家庭訪問等を通じた相談、学習支援等を行う訪問支援員をメンバーとする「支援チーム」を区市町村教育委員会に設置し、不登校の児童・生徒や保護者の支援を行う。

ア スクールソーシャルワーカーの主な役割

- (ア) 学校が行う、不登校やそのおそれのある児童・生徒への支援に当たってのアセスメントや支援計画の作成への支援
- (イ) 不登校児童・生徒やその保護者に対する面談など相談対応
- (ウ) 支援に当たっての関係機関との連絡・調整
- (エ) 訪問支援員への指示・調整

イ 訪問支援員の主な役割

ひきこもりがちな不登校児童・生徒を中心に、家庭への訪問等により、相談対応、学習支援などを行い、学校への復帰や教育支援センターへの通室等へ結び付ける。

ウ その他

区市町村教育委員会は、支援チームによる支援が円滑に行えるよう調整する。

2 都における「自立支援チーム」の設置（地域教育支援部）

- (1) 都教育委員会に設置する自立支援チームの派遣

ア 継続派遣校を対象とした自立支援チームの派遣

継続派遣校（特に不登校、中途退学や進路未決定での卒業等の課題がある生徒が多いため継続的な派遣を必要とする都立高等学校として都教育委員会が指定する学校をいう。以下同じ。）に対し、学校経営支援センターと緊密に連携しながら定期的に訪問し、一人一人の生徒等に応じた支援を継続的に実施する。

イ その他の都立学校を対象とした自立支援チームのスタッフの派遣

継続派遣校以外の都立学校（要請派遣校）についても、学校経営支援センターと

緊密に連携し、自立支援チームのスタッフが訪問してきめ細かな支援を実施する。

(2) 関係機関との連携体制の構築

ア 関係機関とのネットワークの構築

中途退学し、又は進路が決まらないまま卒業する生徒等への就労・再就学に向けた支援を効果的に行うため、関係機関との間でネットワークづくりを進める。

イ 学び直し支援事業の実施

都立高等学校への再就学（学び直し）を希望する生徒等に対し、若者支援に実績のあるNPOと連携した学習支援を行う。

3 小・中学校における学校内での組織的な支援体制の強化（指導部）

モデル事業実施校において次の取組を行う。

(1) コーディネーター役の教員の指名

ア 校長は、校内の支援体制の強化を図るため、不登校対策の中心的役割を担うコーディネーター役の教員を指名する。

イ コーディネーター役の教員の主な役割

(ア) 学級担任等の教職員への支援

(イ) 不登校児童・生徒の状況把握、支援の連絡・調整

(ウ) 校内ケース検討会の開催

(エ) 支援チーム、スクールカウンセラー、関係機関等との連携

(2) 個別の支援計画の作成

ア 各学校では、支援チームやスクールカウンセラーと協力して、児童・生徒の置かれている環境等を把握・分析し、状態を見極めながら、不登校児童・生徒一人一人の個別の計画書を作成する。

イ 校内での組織的な取組や、関係機関と連携した支援を進めるとともに、計画内容の改善を図り、継続した支援を行う。

(3) 児童・生徒一人一人の個別の支援計画に基づく不登校対策の実施

各学校では、上記2の支援チームやスクールカウンセラーと協力して、児童・生徒の置かれている環境等を把握・分析し、状態を見極めながら、不登校児童・生徒一人一人の個別の計画書を作成し、校内での組織的な取組や、関係機関と連携した支援を進めるとともに、計画内容の改善を図り、継続した支援を行う。

4 高等学校における学校内での組織的な支援体制の強化（指導部）

(1) 校内体制の強化に向けた自立支援担当教員の指名

ア 校長は、校内の支援体制の構築における中心的な役割を担うコーディネーターとなる自立支援担当教員を指名する。

イ 自立支援担当教員の役割

(ア) 学級担任等の教員に対する指導・助言

(イ) 不登校生徒など、個々の生徒の支援計画策定への助言

(ウ) 教育相談会議・ケース会議等の企画及び運営

取組の方向3 社会的自立を促す教育の推進

ウ 自立支援担当教員は、自立支援担当教員間の連携・情報共有を促進するため、年3回実施される自立支援担当教員連絡会に出席する。

5 区市町村と連携した教育支援センター（適応指導教室）の機能強化（指導部）

不登校の児童・生徒が再チャレンジできる教育環境の充実を図るため、区市町村と連携して、区市町村教育委員会、学識経験者、民間有識者等による新たな検討委員会を設置し、教育支援センター（適応指導教室）等の充実方策について、主に以下の点について、協議を行う。

- (1) 教育支援センターにおける効果的な指導内容、指導方法や、そのために必要な人員体制、施設整備等
- (2) 教育課程特例校の取組を広げるために必要な方策
- (3) 上記(1)、(2)に関して、都教育委員会・区市町村教育委員会・学校が果たすべき役割

6 フリースクール等民間団体等との連携の推進（指導部）

- (1) 学校関係者と民間施設・団体との情報交換会の設置等
都教育委員会、区市町村教育委員会、学校等の関係者、民間施設・団体が、情報交換できる場を設置し、不登校に関する情報交換を行う。

また、民間施設・団体の代表等を講師とした、教育委員会や教育支援センター等の教職員を対象とする研修を実施し、民間施設・団体の取組に対する理解促進を図る。

- (2) フリースクール等民間施設・団体のノウハウの活用
教育支援センター等の指導内容の充実を図るため、都教育委員会において、フリースクール等民間施設・団体などのノウハウを活用して、教育支援センター等に通室する児童・生徒向けの講座を開発し、試行実施する。

7 チャレンジスクールの拡充及び都立高等学校補欠募集制度の改善（都立学校教育部）

- (1) チャレンジスクールの拡充
足立地区チャレンジスクール（仮称）及び立川地区チャレンジスクール（仮称）の新設に向けて、教育課程などの在り方について、検討委員会を設置して検討する。
- (2) 高等学校補欠募集（転学・編入学）制度の改善
都立高校間における一層柔軟な転学・編入学が可能となるよう、制度の改善を図る。

ア 高等学校補欠募集に関するガイドラインの作成

- (ア) 修得単位等応募資格の弾力的な運用
- (イ) 学力検査等の実施方法の変更
- (ウ) 選考方法の改善
- (エ) 転学相談の充実

< 主要施策 10 子供たち一人一人に応じた手厚い支援体制の構築 >**1 就学前教育と小学校教育との円滑な接続を図るための取組の推進（指導部）****(1) 就学前教育カンファレンスの開催**

就学前教育と小学校教育との円滑な接続及び就学前教育の重要性について、教育・保育関係者を対象とした講演等を通して、更なる理解推進を図るとともに、就学前教育プログラム及び就学前教育カリキュラム改訂版等、都教育委員会作成資料の趣旨及び内容について、一層の啓発を図る。

(2) 就学前教育プログラム及び就学前教育カリキュラム改訂版の更なる活用の促進

教員等の研修を工夫・改善して相互にそれぞれの特性等について正しく理解し合うことにより、就学前教育施設と小学校とが連携を強化し、それぞれが学びの連続性を踏まえた教育活動を行えるように支援する。

2 高等学校における在京外国人生徒対象枠の適正な募集枠の設定（都立学校教育部）**(1) 日本語指導外部人材活用事業の実施**

都立学校における日本語指導が必要な外国人生徒のうち、現在学校において、日本語指導等の特別な指導を受けていない生徒を対象に、年間にわたって、外部人材派遣による個別指導を行う。

(2) 「在京外国人生徒対象」の募集枠の検討

中学校における日本語指導が必要な在京外国人の生徒数の動向や、区部と多摩地域のバランス、在京外国人生徒対象枠の募集校における入学者選抜の応募状況等を踏まえ、適正な募集枠の設定を検討する。

< その他の事務事業 >**1 学校における安全教育の推進（指導部）****(1) 安全教育プログラムを活用した安全教育の推進**

安全教育に関する「必ず指導する基本的事項」と年間指導計画等を系統的・体系的に示した安全教育プログラムを都内すべての公立学校において活用することにより、教育活動全体で総合的に取り組む安全教育を推進する。

(2) 安全教育推進校の指定

安全教育プログラムの内容を都内公立学校に定着させ、幼児・児童・生徒への安全教育を一層推進するため、安全教育推進校 12 校を指定して安全教育に関する指導方法を研究し、その成果を全都に普及する。

2 東京都教育相談センターにおける不登校・中途退学者への支援（指導部）**(1) 個別相談による支援**

不登校の児童・生徒や高等学校を中途退学した者等に対して、学校への復帰、再入学、社会的自立等に向けての支援を行うため、来所や電話を通して当該児童・生徒や

取組の方向3 社会的自立を促す教育の推進

その保護者に対する個別相談を実施する。

(2) 「青少年リスタートプレイス」における支援

高等学校中途退学者、高等学校への就学経験のない者、進路選択を控えた不登校の中学生等への就学の支援及びその保護者に対する相談や助言を行う。(登録制)

ア リスタート通信の発行

登録者を対象に、「リスタート通信」を定期的を送付し、進路に関する情報提供を行う。

イ 進路相談会の実施

登録者及びその保護者を対象に、具体的な進路情報を提供するとともに適切な進路選択ができるよう支援する。

ウ つどいの開催

登録者の保護者を対象に心理や医療の専門家を交え、共に考える場として「つどい講演会」及び「つどいミーティング」を実施する。

エ 就学サポートによる支援

登録者を対象に、進路に関する面談を計画的・継続的に実施し、都立高等学校への就学相談等に向けた支援を行う。